

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の 改正に関する基本的な考え方（案）

市民の皆さまのご意見を募集します

○ご意見の募集期間

令和元年 12 月 16 日（月）から令和 2 年 1 月 15 日（水）まで

○ご意見をいただく方法

ご意見・住所・氏名をご記入のうえ、郵便（令和 2 年 1 月 15 日必着）・ファクシミリ・電子メール・直接提出のいずれかの方法により下記までご提出ください。様式は自由ですが、ファクシミリの場合は裏面の「ご意見シート」をご利用ください。

※電話またはお越しただいで、口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

※いただいたご意見につきましては、募集期間終了後に、本市の考え方と合わせて公表する予定です。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

【個人情報の取扱いについて】

- ・ 個人情報の取扱いについては十分注意し、意見公表の際は個人情報が特定できるような内容は掲載しません。
- ・ 住所・氏名・電子メールアドレスなどについて、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも適正に管理します。

○提出先・お問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課（市役所本庁舎 1 階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

- ・ 電話 番号：052-972-2649〈ダイヤルイン〉
- ・ F A X 番号：052-955-6225
- ・ 電子メール：a2649@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
- ・ 対 応 時 間：月曜日から金曜日（休庁日を除く）

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

名古屋市

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正に関する 基本的な考え方（案）

名古屋市では、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、市及び市民の責務、飼主の遵守事項等を定めたものとして平成13年に「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」制定をしました。

この度、動物の愛護及び管理に関する法律の改正、動物愛護精神の高まりや多頭飼育崩壊問題への対処などを踏まえ、人とペットの共生に向けて「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正を検討しております。

つきましては、「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正に関する基本的な考え方(案)」を取りまとめましたので、皆様のご意見を募集いたします。

本市の現状・課題

- ◎ 犬猫に迷惑を感じている市民の割合は市民全体の3割を超えている。
- ◎ 犬は平成28年度に殺処分ゼロを達成したが、猫は動物愛護センターの収容頭数が依然として多く達成できていない。
- ◎ のら猫が生み捨てた自力で生きていくことができない子猫（自活不能猫）の収容頭数が多い。
- ◎ 飼主の病気療養や施設に入所といった理由による引取り依頼が多い。
- ◎ 多数の犬猫を飼育継続することが困難となる多頭飼育崩壊を原因とした引取りが増加している。
- ◎ 平成28年度から犬の殺処分ゼロを目指したふるさと寄附金の募集を開始し、平成29年度からは対象を猫にも拡大して募集を継続した結果、全国から多くの寄附をいただいている。
- ◎ 令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業のさらなる適正化と、動物虐待に対する罰則の引上げ等、動物の不適切な取り扱いへの対応強化が必要となった。

上記の現状・課題を踏まえて検討を行い、条例改正の考え方（案）をまとめました。

条例改正の考え方（案）

1 基本的な考え方

犬猫の殺処分ゼロの達成・継続と、人とペットの共生の実現を目指し、主に以下の事項に関して必要な改正を行います。

- ◎ 関係する市の部局が連携し、その他の行政機関及び市民等と協力した施策の実施
- ◎ 動物の適正飼養に関する飼主の遵守事項や指導啓発等の規定の改正
- ◎ 動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発の一層の推進
- ◎ 動物愛護センターでの犬猫の収容頭数削減と収容された動物の譲渡頭数の増加のために必要な規定の整備
- ◎ 人とペットの共生に向けた施策を推進するための計画策定の根拠規定の整備
- ◎ 人とペットの共生に向けた施策を審議等する市長の附属機関設置の根拠規定の整備
- ◎ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に合わせ、動物の不適切な取り扱いへの対応の強化に必要な規定の整備



2 主な改正検討事項

以下の内容について、新たに条例に規定します。

(1) 総 則

<市の責務>

- ◎ 関係する市の部局が連携し、その他の行政機関及び市民と協力し、動物愛護及び管理に関する施策を実施する責務

(2) 動物の適正飼養等

<飼主の遵守事項>

- ◎ 適正な飼養等に必要の場合は動物の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設置する義務
- ◎ 適切な飼養環境の確保、終生飼養及び周辺的生活環境の保全に配慮した飼養頭数とする義務
- ◎ 飼犬のフンの回収義務
- ◎ 危害や迷惑防止のための飼犬へのしつけの努力
- ◎ 飼猫の室内飼育の努力
- ◎ 終生飼養が困難となった場合の当該動物の譲渡の努力

<多数の犬又は猫の飼養に係る届出>

- ◎ 多数の犬猫を飼育する場合の届出義務
- ◎ 多数の犬猫を飼育する場合の届出を行わない場合の罰則

(3) 人とペットの共生に向けた市の施策

<啓発等>

- ◎ 動物の愛護と適正な飼養に関する啓発の実施

<収容動物の譲渡>

- ◎ 殺処分がなくなることを目指した収容動物の譲渡

<地域猫対策の推進>

- ◎ 生活環境に悪影響を及ぼさない中での地域猫対策の推進

(4) 人とペットの共生に向けた施策の総合的な推進

<名古屋市人とペットの共生推進プラン>

◎ 人とペットの共生に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画の策定

<名古屋市人とペットの共生推進協議会>

◎ 市長の諮問に応じ、人とペットの共生に向けた施策の審議等を行う協議会の設置

(5) 雑則

<動物愛護管理監視員>

◎ 法改正に合わせた職名の改正

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正に関する
基本的な考え方（案）

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸1番1号

電話番号 052-972-2649

ファックス 052-955-6225

電子メール a2649@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

人とペットの共生を目指して、新たに策定する「人とペットの共生推進プラン（案）」についてもご意見を募集しています。

意見募集期間：令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」にご協力をお願いします。

名古屋市 犬猫サポート寄附金

検索

名古屋市動物愛護センター公式 Facebook はこちらから



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。